

静岡労働局発表  
平成30年7月4日

【担当】  
静岡労働局 雇用環境・均等室  
室長 長澤 達士  
室長補佐 土屋 真由美  
(電話) 054-252-5310

報道関係者 各位

## 静岡労働局における平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況等について ～個別労働相談は「いじめ・嫌がらせ」が最多（6年連続） ハラスメント撲滅キャラバンによる特別相談窓口を開設～

静岡労働局（局長 高森洋志）は、平成29年度の静岡労働局における「個別労働紛争解決制度の施行状況」及び「男女雇用機会均等法（以下「均等法」）、育児・介護休業法（以下「育・介法」）、パートタイム労働法（以下「パート法」）の法施行状況」について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

### 【ポイント】

#### 1 「個別労働紛争解決制度の施行状況」について（資料1）

- 平成29年度は、前年度と比べ、総合労働相談が400件増加(+1.1%)し、36,454件(全国9位)と3年連続の増加。そのうち、民事上の個別労働紛争相談件数は6,528件で前年度より419件増加(+6.9%)。民事上の個別労働紛争相談(内容延べ合計件数8,051件)では「いじめ・嫌がらせ」が1,720件(21.4%)と最も多く全体の2割以上を占め、6年連続で最多となり、前年度から201件増(+13.2%)。
- 助言・指導申出件数は、前年度から10件減少(-1.9%)し511件。
- あっせん申請件数は、253件と前年度を56件上回る大幅な増加(+28.4%)で過去最多。
- 助言・指導申出、あっせん申請ともに、「いじめ・嫌がらせ」が最も多かった。

#### 2 「均等法、育・介法、パート法の法施行状況」について（資料1）

- 平成29年度の均等法、育・介法、パート法に関する相談は、合わせて1,869件で、前年度の3,027件から1,158件減少。育・介法に関する相談が895件減少したことが大きい。これは平成29年1月施行の法改正関係の相談が落ち着いたためと考えられる。
- 均等法の相談では、「妊娠・出産等不利益取扱い」と「セクシュアルハラスメント」に関する相談がほぼ同数で1位・2位となり、合わせて6割弱を占めている。

**ハラスメント撲滅キャラバンを実施し、特別相談窓口を開設します！（資料2）**

静岡労働局ハラスメント対応特別相談窓口(平成30年7月～12月):054-252-5310

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく**個別労働紛争解決制度**は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するものです。

「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

静岡労働局は、今後も個別労働紛争解決制度の周知に努め、同制度の簡易性・迅速性といった特色を活かしながら、各総合労働相談コーナーにおいて総合労働相談、助言・指導、あっせんの適切な運用を図ります。

また、「均等法」、「育・介法」、「パート法」に基づく相談、行政指導、紛争解決援助を行っています。

静岡労働局では、今後もニーズに応じた相談対応及び法違反が認められた事業主に対しては厳正な指導を行います。